|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 修学旅行等であることの証明書 | | |
| 宿　　　泊　　　日 | | 年　　月　　日 から　　　　年　　月　　日 まで |
| 泊　　　　　　　数 | | 泊 |
| 活動の種類 | | □　修学旅行  □　その他の学校行事※  学校行事・活動名（　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※学習指導要領における学校行事であると認められるもので、林間学校など、全校又は学年を単位として行うもの |
| 宿泊施設 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 課税免除対象の  宿泊人数 | | 人 |
| 備　　　　　　　考 | |  |

注　１　学校が主催する修学旅行その他学校行事（以下「修学旅行等」という。）に参加する幼児、児童、生徒又は学生（以下「生徒等」という。）及び引率の方の人数を記載してください。

　　　　引率の方とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

　　２　本証明書は、宿泊施設に提出してください。

　上記の宿泊を伴う活動は、広島県宿泊税条例第４条第２項に規定する修学旅行等であることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　学校名又は施設名

　　　　　　　　　学校長名又は施設長名

広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）

　（課税免除）

第四条　（略）

２　前項に規定するもののほか、次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

二　前号に規定する学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事の引率者

広島県宿泊税条例施行規則（令和七年広島県規則第四十五号）

　（課税免除）

第三条　条例第四条第二項第一号及び第二号に規定する規則で定める学校行事は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に基づき文部科学大臣が公示する学習指導要領において学校行事であると認められるもので、学校又は学年を単位として実施されるものとする。